

第20期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

計算書類の個別注記表
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

株式会社 アクセル

「計算書類の個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.axell.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

・ 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記いたしました。なお、前事業年度の「固定資産除却損」は0百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 905百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額 1,948百万円

(2) 子会社清算損

平成27年2月に清算終了した連結子会社である株式会社ニューゾーンに対する清算損であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,402,252株	—	—	12,402,252株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	54株	—	—	54株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月21日 定時株主総会	普通株式	372	30	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年10月24日 取締役会	普通株式	310	25	平成26年9月30日	平成26年11月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月21日 定時株主総会	普通株式	372	利益剰余金	30	平成27年3月31日	平成27年6月22日

- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主にLSI製品の研究開発及び販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図っております。また、デリバティブ取引等のリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており、可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入した国庫短期証券で構成されており、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヶ月で精算することとしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先については、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権については、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成されており、信用リスクは僅少であります。

当事業年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

・市場リスクの管理

当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、96%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	8,500	8,500	—
②売掛金	550	550	—
③有価証券			
その他有価証券	2,999	2,999	—
④投資有価証券			
その他有価証券	99	99	—
資産計	12,150	12,150	—
①買掛金	170	170	—
②未払法人税等	137	137	—
負債計	307	307	—

(*) 当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、信用リスク管理も実施している点に鑑み、その時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券、④ 投資有価証券

有価証券は、すべて国庫短期証券で構成されており、その時価はリスク等にも鑑み、取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資有価証券の時価につきましては、株式等の取引所における価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。また、当事業年度中に売却した投資有価証券はありません。

負債

① 買掛金

買掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払法人税等

未払法人税等は、短期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得価額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得価額を超え るもの	(1)株式	99	66	33
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	99	66	33
貸借対照表計上額 が取得価額を超え ないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	2,999	2,999	△0
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,999	2,999	△0
	合計	3,099	3,066	32

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合への出資	98百万円

投資事業有限責任組合については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため「④投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,500	—	—	—
売掛金	550	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	3,000	—	—	—
合計	12,051	—	—	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

減価償却費損金算入超過額	91百万円
一括償却資産損金算入超過額	3百万円
未払事業税否認	14百万円
未払事業所税損金不算入	0百万円
賞与引当金繰入超過額	50百万円
減損損失否認	1百万円
その他	55百万円

繰延税金資産合計 218百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△12百万円
その他	△9百万円

繰延税金負債合計 △21百万円繰延税金資産の純額 196百万円

なお、繰延税金資産から評価性引当額5百万円を控除しております。

8. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容
事業の名称 当社の連結子会社である株式会社ニューゾーンの全事業
事業の内容 半導体及び電子機器の開発販売
- ② 企業結合日
平成26年12月1日
- ③ 企業結合の法的形式
株式会社ニューゾーンを事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とした事業譲受け
- ④ 結合後企業の名称
株式会社アクセル
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
株式会社ニューゾーンはデジタル簡易無線分野に向けた事業を展開しておりましたが、グループ内における経営の合理化、効率化を図るため連結子会社である株式会社ニューゾーンの事業全部を譲受けました。なお、同社は平成27年2月27日付で清算終了しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を42.75年～50年と見積り、割引率は1.820%～2.301%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	32百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	<u>33百万円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性に乏しいため記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,093円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 89円91銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るため、定款の定めに従い自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得の内容

- | | |
|-------------|---|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 1,250,000株（上限）
（発行済株式総数に対する割合10.08%） |
| ③ 取得する期間 | 平成27年5月1日から平成28年2月29日まで |
| ④ 取得価額の総額 | 2,000百万円（上限） |
| ⑤ 取得の方法 | 信託方式における市場買付 |